

【改正】（期末一括税抜経理方式）

- 4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引（請求書の交付を含む。）の都度行うのであるが、消法令第46条第2項《課税仕入れに係る消費税額の計算》の規定の適用を受ける場合を除き、その経理処理を事業年度終了の時に一括して行うことができるものとする。

【解説】

- 1 本通達は、税抜経理方式による経理処理について、期末一括税抜経理方式によることも認められることを明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達4《期末一括税抜経理方式》では、税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うのであるが、その経理処理を事業年度終了の時に一括して行うことができることとしていた。
- 3 インボイス制度導入に係る消費税法の改正により、課税仕入れに係る消費税額について、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率が適用されるものである場合は108分の8）を乗じて算出した金額を帳簿に記載している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する、いわゆる帳簿積上げ計算が認められることとされた（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）による改正後の消令46②）。
また、ここでいう「課税仕入れの都度、・・・帳簿に記載している場合」には、例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に記載している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に記載している場合がこれに含まれることとされている（平成30年6月6日課軽2－8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）4－4）。
- 4 このような改正を踏まえ、本通達について、原則として取引の都度行う税抜経理方式による経理処理について、請求書の交付を受ける都度行う経理処理もこれに含むこととした上で、この帳簿積上げ計算は課税仕入れの都度経理をすることが法令上要件とされているため、期末において一括して税抜経理処理を行うことができる対象から除外することとした。